

様式第2号（第6条関係）

誓約書

宇陀市長 様

住所

氏名

印

私は、宇陀市結婚新生活支援補助金の交付を申請するに当たり、宇陀市結婚新生活支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。また、市長が要綱の規定に違反すると認める場合は、宇陀市結婚新生活支援補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた宇陀市結婚新生活支援補助金を返還することを誓約します。

第3条（抜粋、補助対象者）

補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の合計所得金額（補助金の申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれの計算方法により算出して得た額が、500万円未満であること。
ア 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 新婚世帯の合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額
- (2) 補助金の申請日において夫婦の双方又は一方の住所が、当該住宅の住所となっていること。
- (3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。
- (4) 過去に夫婦の双方又は一方が宇陀市結婚新生活支援補助金を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方又は一方に市税等（転入した場合にあつては、転入前の市区町村税等を含む。）の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けている新婚世帯でないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (8) 宇陀市に5年以上住む意思があること。

2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であつて、第5条第1項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。